


## 平成13年4月1日施行家電リサイツル達が 

平成13年4月1日より家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が本格施行されます。これは一般家庭や事務所から排出された特定の家電製品（特定家庭用機器／エアコン・テレビ・冷蔵庫•洗濯機が対象）の有用な部品や材料をリサイク ルして廃棄物を減量，資源の有効利用を推進するための法律です。

家電リサイクル法における再商品化（リサイクル）の流れ家電りサイタル法は，製品をつくったメーカーや取売した小売店と消費者の皆さんの3者が それぞれの役割を果たしなからら场力することで成り立つものです。


以前に購入，または買い替えする小売業者へ引き取りを依頼します。
－小売業者に対し所定のリサイクル料金と収集•運搬料を支払います。



## 水売嶪皙

消費者から，廃家電製品を引き取り，家電メーカーに運搬する。

家電業者は引き取った廃家電製口 を，それを製造したメーカーに引き渡します。
－あらかじめ引き取りに必要な料金を公表し，その金額を消費者に請求し ます。品品


家電業者は引き取った廃家電製品

家票小売店は，消費者 から家䉓小売庶は，消費者


引き取つた廃家電製品をリサイクルする。


家電リサイクルの港
家電製品を処分するとき，今までは村が粗大ごみや燃やさないゴミとして回収したり小売業者の下取りという形て回収処分していましたが，この法律により，消費者は小売店に引き渡します。さらに，小売店かか製造業者に引き渡し，製造業者が新しい製品の原材料や熱源としてリサイクルするという流れになります。


## 五穀豊種•無病息災を願って

大雪に見回れた 1 月 14 日（日），村内各地で小正月 の行事「さいの神」が行われました。さいの神で焼 いたスルメや餅を食べると「息災で暮らせる」とい われており，また書き初めを燃やして灰が天に昇れ ば「字が上手になる」といわれています。今年は14日までに村内 17 力所で行われました。
その一つ，下富岡では14日（日），荒れ気味の天候 のなか午後 3 時 30 分，年男，年女がそれぞれの願し を胸に点火。大人の 4 ， 5 倍はある大きなさいの神 は勢いよく燃え上がり，辺りは人々の歓声と「パン， パン」と時折弾ける竹の音で賑わいました。
正月飾りやスルメなどを手に駆けつけた大勢の人々 は，御神酒や甘酒を飲みながら，今年1年の無病息災や五縠豊穣を祈りつつ，小正月の行事を楽しみま した。




| 地区名 | 会 費 | 地区名 | 会 費 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 上小島谷 | 9，600 | 上 桐 | 25，400 |
| 中小島谷 | 12，900 | 三瀬ヶ谷 | 4，500 |
| 下小島谷 | 15，600 | 北 野 | 18，000 |
| 駅 前 | 30，000 | 根 小 屋 | 5，700 |
| 下富岡 | 16，500 | 荒 卷 | 16，200 |
| 若野浦 | 4，600 | 新 田 | 6，900 |
| 阿弥陀瀬 | 8，400 | 中 央 | 12，300 |
| 高 畑 | 6，000 | 下町上 | 17.100 |
| 日野浦 | 13，200 | 下 町下 | 18，900 |
| 中 沢 | 16，500 | 川 端 | 9，900 |
| 梅 田 | 5，700 | 道城下 | 8，400 |
| 東保内 | 27，000 | 法善町 | 6，900 |
| 村 田 | 17.700 | 寺 町 | 7，800 |
| 城之丘 | 11，700 | 小 谷 | 2.100 |
| 两 高 | 22，200 | 合 計 | 377.700 |


| 2月の納税•納入 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ○固 | 定 | 資 | 産 | 税 |
| ○国 | 健 | 康 保 険 | 料 |  |
| ○国 | 年 金 保 険 | 料 |  |  |
| ○幼 | 稚 | 園 保 | 育 | 料 |
| ○保 | 育 | 所 保 育 | 料 |  |
| ○介 | 護 | 保 | 険 | 料 |

## 2月

日月水木金士 $\begin{array}{ccccccc}\text {（4）} & 5 & 6 & 7 & 8 & 9 & 10 \\ \text {（11）} & 112 & 13 & 14 & 15 & 16 & 17 \\ \text {（18）} & 19 & 20 & 21 & 22 & 23 & 24 \\ \text {（25）} & 26 & 27 & 28 & & & \end{array}$

Informathon お知らせ

O和鳥村役場
274－3111 FAX74－2791


## 2月の救急診療のご案内

## 1 休日の救急診療

（1）内科•小児科•外科•歯科の昼間（午前 10 時～午後 3 時）
長岡市健康センター内（長岡市西千手2－5－1）
長岡休日急患診療所 835－8255
－長岡市急患歯科乹療所 833－9644

| 区 分 | 在宅当番医院 | 午前 9 時～翌午前 9 時 |
| :---: | :---: | :---: |
| 診療科目 | 産婦人科 | 内科•小児科•外科•産婦人科 |
| 4 （日） | 杉 本 医 院 | 長岡赤＋字病院 |
| 11 （祝） | 長岡西病院 | 長岡中央綜合病院 |
| 12 （捲替休日） | 明 石 医 院 | 立川 綜 合 病 院 |
| 18 （日） | 斎 藤 医 院 | 長岡赤＋字病院 |
| 25 （日） | 小 林 医 院 | 長岡中央綜合病院 |










 9

## 歯の健康 Q\＆Aコーナー

## Q 6 歳になった子供ですが，乳歯が抜けないうちに

内側から永久歯（下の前歯）が生えてきました。歯なら びが悪くならないょうに乳歯を抜いた方がよいと聞きま したが，どうでしょうか。A 永久歯が生えてくる場合，乳歯の内側から出てくる ことはよくあり，その乳歯がくらついていれば，放って おいても大丈夫です。乳歯がまったくぐらぐらしない場合は，かかりつけの歯科医院でみてもらったほうがよい でしょう。乳歯がなかなか抜けないために歯ならびが悪 くなることはなく，それよりも歯の大きさとあごの骨の大きさのバランスの悪さが大きく影響すると言われます。

もし乳歯を抜歯したら，抜歯後はガーゼをしっかりか んで，止血をしてください。抜歯後の再出血を防止する ために，当日の入浴や激しい運動，頻回のうがい，手で傷口を触るなどはひかえましょう。

新潟県歯科医師会


家事援助サービス調理•掃除•洗濯•買い物留守番•話し相手など留寸番•話し相手なと ※時間 午前7時～午後7時


付き添い介助サービス
外出介助•通院等の介助 ※時間 午前7時～午後7時









介護サービス食事介助•排泄介助体位交換•入浴介助•清拭など ※時間 午前7時～午後7時 ※料金（1時間）800円 ※時間 午後7時～午前7時（夜間） ※料金 $\begin{gathered}\text { 1，200円 } \\ \text {（夜間により，} \\ \text { 原分 }\end{gathered}$ として2人1組） 80 \％






 が


## 【マルチメディアセミナー】 <br> 『21世紀 デジタル社会の末来』

いよいよ迎えた 21 世紀の情報化社会。ます ます進化するIT（情報技術）によって，わ たしたちの意識や生活はどう変化してゆくの でしょうか。そしてデジタル社会のもたらす未来は…。
ギャルばかりでなくだれもが気になるそん なお話を「オヤジギャル（90年流行語大賞入賞）」やお嬢だんシリーズ」，「デジ婦人」 などで有名な「中尊寺ゆつこ』さん（漫画家） から，楽しく，わかりやすくご講演いただき ます。
－き 2 月 24 日（土）午後 2 時～
ところ 長岡リリックホール シアター
－容 え中尊寺ゆつこ氏講演 ぶ長岡市におけるIT戦略
定 員 450名
－入場料 無 料
※入場の際は整理券が必要です。下記お問い合 わせ先に直接わ申込みください。（電話，FAX， メールいずれの方法でも受け付けます。） ［お問い合わせ先］
長岡地域マルチメディアフェスティバル実行委員会事務局：長岡地域広域行政組合 87 37－6067 FAX 37－6068 E－mail：area13＠city．nagaoka．niigata．jp


## 

長<br>



| 古年寄り四よろ事相談 <br> 新渴県高齢者総合相談センターでは，お年寄りや その家族の方々が抱える悩みごとや心配ごとの相談 を無料でお受けしています。 2 月の相談日程は次の とおりです。 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 相談の種類 | 相 談 日 | 相談時 間 |
| よろず相談 | 毎週月曜日から金曜日（9：00～17：00） |  |
| 専 門 相 談（子め予約が必要です） |  |  |
| 法 律 | 毎週月曜日 | 13：30～16：00 |
| 医 療 | 第1水曜日 | 13：30～15：30 |
| 疾 呆 | 第3水曜日 | 13：30～15：30 |
| 公的年金，公的保険 | 第 1 火曜日 | 13：30～15：30 |
| 税 金 | 第2金曜日 | 10：00～12：00 |
| 健康•介茽 | 第2木曜日 | 10：00～16：00 |
| 相談電話 025－285－4165 |  |  |



## 新渴県の最低賃金 <br> 時問額 637円 <br> 日 額 5，089円

（平成12年9月30日から）
県内すべての事業所で働く，すべての労働者に適用されます。

## 産業別最低質全

| 電気機械器具製 造 業 | 各 種 商 品小 売 業 | $\begin{aligned} & \text { 自動車(新車) } \\ & \text { 自動車部分売蓔 } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: |
| （平成12年12月8日から） | （平成12年11月30日から） | （平成12年11月23日から） |
| $\begin{aligned} & \text { 日 額 } \\ & 5,858 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 日 額 } \\ & 5,584 円 \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 日 額 } \\ & 5,831 円 \end{aligned}$ |
| 時間額 733 m | $\begin{aligned} & \text { 時問頝 } \\ & 698 円 \end{aligned}$ | 時間額 730円 |
| ※お問い合わせは，長岡労働基準監肾署•賃金係まで <br> 733－8711 |  |  |

## 

，配ごとの相訜 を無料でお受けしています。 2 月の相談日程は次の とおりです。

| 相談の種類 | 相談 <br> よろすず相談 | 相談週月時日から間 |
| :---: | :---: | :---: |
| 金日曜日 $(9: 00 \sim 17: 00)$ |  |  |

相談電話 025－285－4165







|  |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |



